

航空機内における 電子機器使用に関する規制について

平成26年3月12日

国土交通省 航空局 安全部
空港安全・保安対策課

航空機内における電子機器使用制限について

背景

- 我が国では、航空機内における電子機器の使用について、航空機の安全性に影響を与えるおそれがあることから、平成15年10月に安全阻害行為等の禁止・処罰規定が航空法に定められたことにあわせて制限されており、以降、新しい電子機器の開発状況や世界的な動向等を把握しつつ、対象機器や使用制限時期等について、定期的に見直しを実施してきた。
- 平成25年10月に米国から、電子機器から発射される電波に対する航空機の評価要領が示され、航空会社等が航空機ごとに電子機器による影響を評価することにより、電子機器の使用制限を緩和することができることが発表された。また、欧州においては、同年12月に微弱な不要電波のみ発射する電子機器について米国と同様の緩和を行うことが発表された。

欧米の新基準と我が国の現行基準との比較

電子機器の種類	規制当局	米国新基準 (FAA)	欧州新基準 (EASA)	我が国の現行基準
①航空機に影響を及ぼすおそれのある電波を意図的に発射する電子機器	携帯電話(通常モード) トランシーバー、無線操縦玩具 無線式マイク(UHF、FM式) 等	離陸から着陸まで使用禁止	ドアクローズからドアオープンまで使用禁止	ドアクローズからドアオープンまで使用禁止
	携帯電話(機内モードでBluetoothに接続) 無線式ヘッドホン (Bluetooth接続機器に限る) 無線式マウス (Bluetooth接続機器に限る) 等	使用制限無し	ドアクローズからドアオープンまで使用禁止	ドアクローズからドアオープンまで使用禁止
	携帯電話、携帯情報端末、パソコン 等 ※ 機内モードで機内無線LANシステムに接続する機器	使用制限無し	離着陸時のみ使用禁止	離着陸時のみ使用禁止
②微弱な不要電波のみ発射する電子機器 携帯電話(機内モード)、 デジタルカメラ、DVDプレーヤー、デジタルオーディオ機器等		使用制限無し	使用制限無し	離着陸時のみ使用禁止

→ 我が国においても、国際情勢に適応した規制の適正化を図ることが急務

電子機器規制に係る適正化の方向性(案)

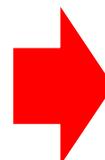
方向性(案)

- 電子機器から発射される電波に対する影響の有無が航空機によって異なること及び欧米の動向を踏まえ、電子機器から発射される電波(意図的に発射される電波及び微弱な不要電波の2種類)に対する耐性ごとに航空機を区分し、航空機の耐性に応じて電子機器の使用を制限。
- 航空機の耐性評価については、航空機を運航する航空会社等が実施。
- 使用制限する電子機器の品目及び使用制限する飛行中のフェーズについては、欧米における状況、航空会社等からの意見及び(独)電子航法研究所の調査研究結果を考慮し決定。

電子機器告示改正のイメージ

現行

フェーズ	使用制限物件(主なもの)
ドアクローズから ドアオープン まで 作動させてはならない電子機器	作動時に電波を発射する状態にある電子機器 ・携帯電話、PHS ・トランシーバー ・ヘッドホン(無線式のものに限る) ・携帯情報端末(機内無線LANシステムに接続して使用しないもの) など
離着陸時のみ作動させてはならない電子機器	作動時に電波を発射しない状態にある電子機器 ・デジタルカメラ、DVDプレーヤー ・デジタルオーディオ機器 など



改正案

航空機の区分 I	
フェーズ	使用制限物件(主なもの)
ドアクローズから ○○○○ まで作動させてはならない電子機器	作動時に電波を発射する状態にある電子機器 ・○○○○○○ ・△△△△△△ ・□□□□□□

⋮

- 現行では、全ての航空機において一律に電子機器の使用を制限しているが、今後は、電子機器から発射される電波が与える影響について、**航空機ごとに評価**した上で、その結果に応じて電子機器ごとに使用を制限することを検討。
- 使用制限している**飛行中のフェーズ**について、現行ドアクローズからドアオープンまで使用禁止としているが、**変更**することを検討。

その他

安全上の観点からの条件

○今回の電子機器の使用制限の改正にあたっては、運航の安全及び適切な運用の確保を図る観点から、航空会社等に対して、先行する米国及び欧州と同様の条件を追加。

	内容	航空局における対応
航空機の耐性評価	○航空会社等が、使用する航空機ごとに電子機器から発射される電波に対する耐性を評価。	○電子機器から発射される電波に対する航空機の耐性に係る評価方法等を定めた要領を新規に策定。
運航上の条件による使用制限等	○航空機内における電子機器の使用を禁止していないフェーズであっても、運航上の条件（低視程等）次第では、電子機器の使用を制限。	○航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれがあると認められる事態が発生した場合には、電子機器の使用を制限することを規定化。
	○重量のある電子機器は、他の手荷物と同様に離着陸時などのフェーズには安全に収納。 ○乗務員による安全上の注意事項の説明等に際しては、電子機器の使用を制限していない場合であっても電子機器の使用を控える。	○航空会社等において適切な運用が図れるよう規定化。
マニュアルへの反映及び乗務員に対する教育・訓練	○航空会社は、運航上の条件による使用制限等の内容を社内マニュアルに反映するとともに、乗務員に対する教育・訓練を実施。	○航空会社が設定するマニュアルへの反映状況を確認するとともに、各航空会社に対する監査の中でチェック。